

秋田県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成27年12月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	105号	仙北市西木町上桧木内字桁沢177番3から134番14まで

2 供用開始の期日 平成27年12月4日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成27年12月4日から同月18日まで